電気工事士免状再交付申請について

１　申請者の要件

栃木県知事が交付した第一種電気工事士免状又は第二種電気工事士免状を汚し、損じ、又は失った方で再交付を受けようとする方

２　必要書類及び注意事項

(1)　電気工事士免状再交付申請書

(2)　免状を汚し、又は損じた場合はその免状

(3)　写真１枚

撮影から６か月以内のものを、縦４cm×横３cmの大きさに切り、裏面に氏名を記入してください。ポラロイドは不可です。

(4)　手数料

以下のいずれかの方法で手数料2,700円を納入してください。

1. 栃木県収入証紙

申請書の所定欄に重ねずしっかりと貼付してください（消印はしないこと）。栃木県収入証紙は、県内のファミリーマート、ローソンの一部店舗、県庁生協売店、県の各地方合同庁舎、栃木県電気工事業工業組合等で取り扱っています。郵便局や足利銀行での取り扱いはありませんので、御注意ください。詳細は右の二次元コードから

「・栃木県収入証紙販売所一覧」を御覧ください。

1. POSレジ（令和７(2025)年４月１日から）

工業振興課(県庁本館６階)に来課してください。その後、県庁生協売店(本館２階)において、以下により支払いを行うことができます。

・クレジットカード及びデビットカード（VISA、Mastercard、JCB、DinersClub、DISCOVER、AmericanExpress、銀聯）

・電子マネー（nanaco、WAON、楽天Edy、交通系ICカード(Suica、PASMO等)、QUICPay）

・コード決済（PayPay、auPAY、楽天ペイ、d払い、AliPAY、WeChatPay他）

なお、支払時に発行されるレシートを申請書の裏面にしっかりと貼付してください。

1. 電子収納（令和７(2025)年４月１日から）

県の電子申請システムを利用し、以下により支払いを行うことができます。

・クレジットカード（VISA、Mastercard、JCB、AmericanExpress、DinersClub）

・電子マネー（楽天Edy、モバイルSuica）

・コード決済（PayPay、メルペイ）

・Apple Pay

・Pay-easy

・コンビニ払い

なお、決済終了後に「申込内容照会」画面を印刷し、申請書に添付してください。

３　提出方法・提出先

郵送（簡易書留）又は持参

〒320-0056　宇都宮市戸祭４-14-31　栃木県電気工事業工業組合

持参の場合は、土･日･祝日、12月29日～１月３日を除く日の８：30～17：15

４　免状の交付等

申請書の受理から免状の再交付までには、最長で１か月程度を要します。提出書類の不足、記入漏れなどがある場合は、さらに期間を要しますので、提出前に十分に確認をお願いします。

免状は、簡易書留郵便でお送りします。

失った免状を発見したときは、県工業振興課（宇都宮市塙田１-１-20　電話028-623-3196）に返納してください。

栃木県電気工事業工業組合

電話　028-622-1931

FAX 　028-622-1934

E-mail　totidenjimukyokucho@totiden.jp